

# 決算審査特別委員会記録

## <総括>

開催日時 平成26年10月16日(木) 13:01~15:26

開催場所 第1委員会室

出席委員 11名

国中 憲治 委員長  
小泉 米造 副委員長  
宮木 健一 委員  
猪奥 美里 委員  
小林 照代 委員  
大坪 宏通 委員  
岡 史朗 委員  
中野 雅史 委員  
岩田 国夫 委員  
森川 喜之 委員  
和田 恵治 委員

欠席委員 なし

出席理事者 荒井 知事  
奥田 副知事  
松谷 副知事  
前田 副知事  
江畑 会計管理者(会計局長)  
山菅 監査委員事務局長  
浪越 総務部長  
長岡 危機管理監  
野村 地域振興部長  
辻本 南部東部振興監  
福井 観光局長  
江南 健康福祉部長  
上山 こども・女性局長

渡辺 医療政策部長  
影山 くらし創造部長兼景観・環境局長  
中 産業・雇用振興部長  
福谷 農林部長  
加藤 県土マネジメント部長  
林 まちづくり推進局長  
久保田 水道局長  
吉田 教育長  
橋本 警察本部長  
柘植 警務部長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 議第76号 平成25年度奈良県水道用水供給事業費特別会計決算の認定について

議第77号 平成25年度奈良県病院事業費特別会計決算の認定について

議第84号 平成25年度奈良県歳入歳出決算の認定について

報第29号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

#### <会議の経過>

○国中委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、日程に従い、総括審査を行います。

各部局の審査で残された問題を中心に質疑等があれば、ご発言を願います。

○和田委員 総括で知事にお尋ねすることは前もって通告しましたが、改めてこの場で質問の内容を申し上げたいと思います。

ことし3月の定例県議会で、知事は非常にすばらしい方針を示されました。大変歓迎しております。つまり、奈良県の経済を何とか変えなければいけないので構造改革を行ってまいりたいと、本年度予算の説明理由とされました。ことしは消費税率が上がって、増税されて大変厳しい年になるのではないかと思います。なおのこと、大変タイムリーな方向として経済構造改革を打ち出されたものだと考え、しっかりとこの面での取り組みを進められるよう期待を表明します。

そこで、経済状況が中小零細企業にとっては、特に本県は中小零細企業が99%か10

0%と言っても過言ではないので、本県の経済規模の状況を踏まえたならば、大変厳しい状況にあるのではないかと。このことは先日も新聞等で報道されております。そこで、知事に、本県の経済構造改革を具体的にどう進めるのかということについてお尋ねします。

**○荒井知事** 3月の定例県議会で奈良県で経済構造改革が大事だと思い、そのような方針を表明させていただきました。その動機の大きな要因は、奈良県は若者に対する雇用機会の提供が弱いということを経験で見たことがございました。ところが最近にはさらに、それは少子化の大きな原因になってきていると、大きく言われるようになりました。そのときは若者の雇用が弱いのは、出生率が低い主たる原因だとは正直すぐには気がつかなかったのですけれども、その後、地方創生と雇用、少子化、出生率、出生数と結びついて、今、内閣の地方創生の大きな柱になってきているように思います。そのような経緯の経済構造改革と再認識をしております。

経済対策は、トレンドと構造改革の2つがありますが、奈良県はトレンドで見ると、全国のいろいろなトレンドから離されることが多かったのですけれども、最近は少しずつ寄り添ってきている。企業誘致の数や有効求人倍率などをずっとフォローしているのですが、トレンドは少しずつ寄り添う。しかし、経済の構造が弱かったら、いつも離されざるようになるのに違いないということが一つの見立てで、経済構造改革は大事なことで、改めて和田委員が奈良県の経済構造をよくご認識していただいておりますことに感謝いたします。簡単にもう一度振り返ってみると、奈良県は所得の源泉が他県に依存している出稼ぎ県だと思います。もう一つは、別の要因かも、また原因は同じかもしれませんが、県内で経済、お金の回る割合が低い、域内経済循環力が弱いということが上げられます。域外移輸出力と域内の経済循環力は弱いと、この2つは性格が違いますが、結びついている場合もあると思います。

そのためにどうするのかを考えて、1つは、何か具体的なインパクトを与えたいと、経済構造改革を目標に。経済構造改革と言っているだけでは変わりませんので、気持ちの問題もありで、気持ちは一番変わりにくいと思いますが、インパクトを与えるために産業のターゲットを絞って産業おこしという手法でやろうかというのが奈良県の取り組み方です。その産業おこしのそれぞれの産業分野の事情が違いますので、林業、農業、製造業、全部が連関していると。9つの分野の産業のターゲットを絞り、分野ごとの産業おこしをしようということで、今プロジェクトでやっております。

産業おこしのポイントは3つあります。産業おこしの奈良県のポイントは、1つは、そ

の1つの産業の中のバランスが悪いと見立てられるものがあります。例えば林業の場合は、木は、根っこと真ん中と先端の3つあるのですが、真ん中と先端は安いからといって放置間伐でそこに捨ててしまう、山を冒流するような産業をしていると思います。根っこだけ山からおろすというが、みんなおろして下で処理すればいいではないか。根っこは根っこ、真ん中は真ん中、先端は先端で処理すれば、先端は安いのですけれども、それと根っこはできるだけ木のまま売ると、真ん中は集成材にしたり加工して売る、先端は木質チップにして処理する。しかし、山に置いておくのはいけない。それと製材業者が奈良県にはないので、舞鶴まで運んで集成材の製材をしているということがわかりました。県は産業構造のそこを埋めるような活動をしなさいといけないというのが林業の分野でわかってきた産業おこしの一因です。

2つ目の県の役割は、販路開拓があると思います。これは川下対策ですが、奈良県で物を作ったり、売るだけではなかなか経済が回らない。域外移輸出力が弱いということは、域外移輸出力というのはいいものをつくれれば売れている、販路、みんなが営業努力をする。奈良県の営業努力は地域としては大変に弱いという、県は率先してやろうと。野菜などの東京売り出しはそういう趣旨で、売り出しに行くことが倍ほどあるとわかってまいりました。そのときにトラック便を出したら幾らもうかったのかというご質問があったようですが、そうではなしに、そこで売れるよりももっと大きな情報、感覚が得られるとわかってまいりましたので、しかも最近は売り出しや研修に議員の方々もついていっていただくようになりました。大変感謝をしているところです。それが販路開拓の域外競争力をつけるという意味で大変重要な活動だと思います。

3つ目は、ブランド力の向上ですが、販路開拓で行って見ますと、同じイチゴでも高く売れているものと、そうでないものがあるということがわかりました。それはどうしてかということ、農業では十分な選果をし、悪いものを出さない工夫をしているところが勝ち残っているということがよくわかっています。各農家に収穫したものをみんな売ろうと思うのはやめてくださいということを2年ほど前から言いはじめました。農家の人はできたものは、かわいいからみんな高く売りたいと言いますが、みんな高く売りたいということは一番だめだと言いました。というのはブランド力の向上、いいものだけを出して値段を上げている県が勝ってるのです。悪いものは売らないかということ、悪いものを高く売るといふ根性はやめて、横に安く処理してもらおうルートがあるわけですから、そちらに回します。選別出荷を農業はしていなかった。

もう一つ同じようなものは、奈良県の観光は奈良県に来たら良い宿泊施設も悪い宿泊施設も一緒に泊まれるよというものでした。その悪い宿泊施設だけが目立って、奈良県のサービスは悪いという評判が立った、これはブランド力を低下させている人がいるということです。これを排除しなければいけないとわかってきた。だから、いいものを前に出して、悪いものを出さないということは、各地がみんな取り組んでいることですので、奈良県は遅まきながらそういうことに気がつきましたので、産業おこしの3つの柱として実行して検証していきたいと思うわけです。

委員がおっしゃった中小零細企業については、いろいろな分野に中小零細企業の方がおられますが、中小零細企業でくくりできないように思いますが、実は勝ち組と負け組が出てきた。頑張っていると勝っていかれるのです。サボっていたり、努力をしないときは負けていく。大企業でも大きな転換があります。勝ち組、負け組は大企業は大きなニュースになりますけれども、中小企業はニュースにもならない、みんな負けているわけで、きらりと光る、すごい勝ち組の中小企業は、奈良にはおられない。そういう勝ち組になる中小企業を育てたいと思います。しかし、サボる人を勝ち組にするのは至難のわざですので、中小企業として十把一からげでもうかるようにしようという施策はどこも取っていません。頑張るところは頑張るよと、勝ち組を見習って伸ばしていこうと。みんな勝ち組になってもらえばいいと思って県庁もいろいろ勉強しながらやっている。産業政策の骨子はそういうことです。

○和田委員 経済構造改革のイメージはわかりました。これはまさに、現状の奈良県の産業構造をどのように改革していくかということに視点を当てての、経済構造改革と受けとめました。多分、これからの中長期的な取り組みになるのではないかと思います。そういう意味で、これをずっと追跡をしながら見守ってまいりたいし、また、勉強して、時折いろいろな課題、問題を提案したいと思います。奈良県の場合、どこともそうですが、経済あつての暮らしですから、この点はしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

それから、これは奈良県の産業構造に着目したのですが、国がいろいろな経済政策を打ち出します。先ほど消費税の話をしました。国の経済政策が本県に与える影響を機敏に捉えていく。それに対して、機動的に対応していくという動きも必要ではないか。そのためには、産業構造改革という意味でも、例えば四半期に経済産業の状況を把握するためのデータを収集する。県の能力では四半期ごとが難しいのならば、半年に1度でもいいから経済産業の状況を把握していく。1年たってから、何も進みませんでしたということでは

話にならないので、データの収集をすること。そしてそれに対する財政金融出動とか、財政出動で地方自治体の行える範囲は本当にわずかだと思います。

補正予算を頼りに対応していくことが、基本ですから、例えばそういう意味で、中小零細企業が次々倒産するならば、わずかであっても、どういうふうに貸し付けをしていくのかを自分たちの手持ちの財政や政策の許せる中での対応という形でしていかなければいけないのではないか。そういう意味で、国の経済政策とのかかわりでの対応の仕方がどうなのか。そしてまた、四半期ごと、あるいは半期ごとの、データ収集などによる政策的対応を考える必要があるのかないのかをお尋ねしたいと思います。

○荒井知事 国の関係を含め、三つのことをおっしゃっていただいたようにと思いますが、一つ目は国の経済対策を機敏に捉えて、奈良県にとっていい動きになるようにとのことで、それはそのとおりだと思います。今まで国は景気対策を打つ時に、口をばくばくしようとか力を強化していると、交付金という形で消化できる。プロジェクトがないと嘯むものがないので、お金が来ても無駄に流れてしまうといったことが多かったので、プロジェクトをどんどん作って、お金が来た時にはしっかりと嘯める仕組みを作っております。新規営プールも地域の元気臨時交付金で54億円かかる建設費が、地元負担3.7億円という結果になりました。いつもそうはならないと思いますが、少なくとも4割から5割の交付金が国から来る。だから病院も、地域医療再生交付金が出た時に病院を作ろうというタイミングで得をしたケースも出てきておりますので、国の動きを機敏に捉えて、今度の地方創生でも国へ陳情に行く時に、国の交付金を狙って動きたいということが一つです。

二つ目は、データをしっかり捉えてフォローしないといけないということです。国の情報、情勢をとるとというのは、国に行くといろいろな情報をくれますから、データは自分で解析をしないと役に立ちませんが、まだ不十分ですが、エビデンス主義でやっています。例えば奈良県の宿泊客の動向を毎月ずっと捉えています。毎月捉えていると、落ち込んできている月がわかって、6月が落ち込んできていたので、6月にムジークフェストというイベントをして、底上げをしようといった県の動きに結びついてきております。また、冬枯れ、夏枯れ、6月枯れがあります。観光の場合は、冬枯れのためにイベントで回復しようということが常套手段です。そのほかのいろいろな街の消費などのデータ構造とまた結びついていきます。宿泊客は動向、トレンドで捉えやすいので即座に手を打てます。商品券の発行なども落ち込みがあると、市町村長や商店街の人にそういう動向をよく見ていただくように、マーケティングデータを提供する役目があるかと思っております。

三つ目は、金融のことを少しおっしゃいましたが、倒産しないようにということですが、奈良県は金余りの状況で、金が回らないだけなのです。日本銀行が金融緩和をしても、奈良県はほとんど関係ないです。預貸率が3割で100億円預金があるとして3割の30億円しか金の貸出先がないのが奈良県の地方銀行の実態です。その預貸率の一番低い県です。高いところは7割も貸し出していますが、日本全体では預貸率は低いから、金が回らない、貯金はある、その分、国債の購入に回っているという構造です。資産はあるけど金は回らない、金融面でいえば、そういう県になっています。これはできるだけ消費、投資を通じて金が回るように取り組むが、金が余っているのに落ちこぼれる中小企業は、何か別の要因があるのではないかと総論的には思うところがあります。そういうことをよく観察して、経済対策を打てとおっしゃっていただいていると受け取らせていただきたいと思います。

○和田委員 国の経済対策をしっかりと見極めながら、国が行う対策、例えば景気てこ入れ対策などがあれば、それをしっかりと活用して、本県の地方創生に生かしていくという点はしっかりと取り組みをされていると思いますし、交付税の獲得状況を見ますと、そのことをよく感じることができます。

三つの方面での説明がありましたが、データ情報収集については、先日、産業・雇用振興部長から、非常に前向きな方向でこれからやっていくと感じさせる答弁がありました。それは定例経済報告のプロジェクトチームを組織し、経済の動向を定期的に観測しようという答弁で、本当にこれは良いことで、重要だと思います。県として、このようなことができるならば、きめ細かな対策が一層充実した形で行われるのではないかと期待します。そういう意味で、経済観測をしっかりとやっていただきたいと思うわけです。

そして最後に答弁のあった、奈良県は金をたくさん持っているのだから、借りる金額は大変少ないとおっしゃるわけです。多分、私もそうだと思います。金融機関と話をしても、貸し手は、どこかいいところはないですかと、とにかく貸すことを一生懸命に考えて、当たり前のことですが、必要以上に働きかけてこられます。いずれにしても、それだけ金余りの、あるいは金を持っているということなのだから、その金を投資に回せる魅力的な企業分野、事業の展開ができるところに誘導していく企画があってもいいのではないかと思います。そういう意味で、奈良県の内部留保をされている資金が還流できるように、魅力のある投資市場をしっかりと作っていただきたいと思います。作ることについて、また勉強し、提案をさせてもらいたいと思います。

意見を述べまして、質問を終わりにします。

○森川委員 おおむね各部局の報告、決算に関するお話をいただきましたが、今年度の決算を一つの形として、また来年度の平成27年度に生かしていただきたいと思います。

その中で、先日の決算審査特別委員会で質問させていただいて、農林部長及び松谷副知事に答弁はしていただきましたが、知事にお答えいただきたいという思いで質問させていただきます。

知事は今企業誘致を進められており、また、農業政策のプレゼンテーションをされ、いろいろな形で農業に対して奈良県の特産品を多く宣伝しておられます。その中で、やはり奈良県にある奈良県のもの、地場のものを使っていくということで、林業、農産物、企業誘致など大きな課題を抱えて取り組んでいただいております。そして大きな成果も出されている中で、これからも永久的に農地を守っていくという意味で、農地の重要性を考えて、企業誘致で太陽光発電などさまざまな企業用地へ用地指定をされていっています。今まで都市計画上で網をかけられておりましたが、地域のいろいろな実情によって、特例処置も使われながらやってきておられましたけれども、もうそろそろ、奈良県の市街化調整区域における土地利用に対してのコントロールが必要という思いがしております。

まず、各市町村でいろいろな地域で企業誘致に取り組まれていたり、県で企業誘致をしやすい場所を選定したりするという形で、工場団地の誘致などを考えておられますけれども、その一方で、市街化区域などにおいて、大きな太陽光発電や、工場らしき建物や、福祉施設など、農地のある市街化調整地域を侵食していっているところが多く、目立ってきております。特例許可として建築物が建てられる、また、そういうところに対して多くの無秩序な開発が進んできているように見受けられます。この際、政策の柱である工業誘致や工業地誘致、また、積極的な土地利用等を考える時、良好な農地などをどのように守っていくのかというための規制を知事の政策に適切に組み合わせていき、奈良県の調整区域、農地を守っていくと、また、ともに誘致をしやすいような工業用地の場所をもっとふやしていくことも大事だと思うので、知事のご所見をお伺いしたいと思います。

○荒井知事 奈良県における企業誘致と農業政策の調和と申しますか、とりわけ工場用地と農地との調和という、極めて重要な論点だと思います。

農地は大事だと思いますが、農地の守り方と農地の使い方は、まだ奈良県の場合は、可住地面積が一番全国で少ない中で農業もする、工業もするというので、可住地面積が少ない中で、市街化区域の工業用地比率が11%で、全国で一番少ない、土地を工業に使っていない県ということですので、工業の産業政策とも関連しますが、製造業あるいは工業



の域外移輸出力を土地から抑えていたと、他県から言われる県であったと思います。これから農地を大事にしながら、そういう生産活動にどう土地を捻出するかという課題が横たわっていると思います。

農地は大事だと申しましたが、農地の守り方と、もう一つは、農地の使い方の工夫があると思いますが、農地の効率性という観点でデータを整理しておりましたら、神奈川県と奈良県とでは、可住地面積は神奈川県が多いのですけれど、農地面積は10万ヘクタールでしたか、同じぐらいの面積です。同じぐらいの面積なのに、農業産出額は神奈川県は800億円あるのです。奈良県は437億円になる。同じ大きさの農地を使っていて、どうしてこんなに違いが出るのかというのが課題です。端的に言うと、奈良県は米を中心につくっているので、米の値段はそんなに変わらないし、むしろ米の値段全体が国中で下がってきている。あまり売れない、値段が上がらないものを一生懸命つくっておられる農地だということがわかっている。野菜と畜産は値段が高く、しかも果物系だと値段の差がすごくあるので、奈良県には神奈川県より優秀な品目もあるのですけれども、神奈川県が奈良県と比べて際立っている理由は、神奈川県は総じて値段の高いものをつくっておられるからです。

さて、奈良県の農地の使い方について、JAはどうするのですか、米ばかり作って、米の値段が低いと言って文句を言うばかりですかと、少し厳しい言い方で追及しております。さて、奈良県の農政には、工場誘致との調和をどうするかという課題があります。

森川委員も少しお触れになりましたが、開発許可という形で市街化調整区域の農地の転用を個別事案にしている、農業委員会が行ってきたということです。しかし、この農業委員会や国の農地転用の制限が厳しいし、ポリシーがない。国は大規模農家を育てようという一辺倒ですので、奈良県のように小規模でしか農業ができない農家の農地の利用の仕方は、国からは全然メッセージが来ないと思います。だから、奈良県の小規模農家でも生きていける農業はどういうことかを、実は物すごく模索や検討をしないといけない。JAだけではできていない。米ばかりを作っていればいいのではないかというのでは、全国で3番目に農業生産額が低いわけです。下には東京都と大阪府しかないわけで、東京都、大阪府にも負けてしまうかもしれないと冷やかしているのですが、言ってみれば、東京都、大阪府を除くと最下位の生産高ですので、農地の利用の仕方を変えないといけない。しかし、今のままでなくて、現実に田原本町や川西町、三宅町は良好農地ですけれども、米が中心ですが、できれば町全体としては、工業用地あるいは商業地に転換したいという要求があり

ます。そのときに今の農業政策では、田原本町や川西町の中で、工業用地にする農地にかわる土地を見つけなさいと言われるが、小さな町では見つけようがないのです。もう少し検討を進められれば国へ提言したいと思っています。中山間地とか耕作放棄地がたくさんあるので、耕作放棄地を除いて生きている農地の総量を確保して、生産力を上げるという県への課題と引きかえに、農地転用の自由度をくださいという言い方ができないものかと検討して、国の地方創生に持っていこうと考えている分野です。

奈良県の小さな平地の中で、工場団地造成と良好な農地確保をどのようにするかについては、今まで農林水産省は市町村に権限を与え、県は通り抜けて県の仕事はないと言っていたのです。農地の確保の建前があるのですが、奈良県の小さな市町村だけで農地を確保するというのは難しく、広域的な農地の確保政策、維持政策に県を利用してもらえばと思います。奈良県は耕作放棄地がどんどん出ている県、国の農地政策の効果がなかった県です。それは耕作放棄する人が悪いと国は言うかもしれませんが。しかし、いろいろな事情があって、人がいないのが耕作放棄の原因ですので、全体として人を確保することも含めて、県のやるべき仕事はあるのではないかという気がしております。

農業にそのような方向でこを入れることと、翻って、特に京奈和自動車道の近辺は工場用地として別の就労所得を得る方法がある。農村のご家族の就労所得を得る方法というのはいろいろあると思いますけれども、近所にそういう活動拠点があれば、就労の道が広がってくると思いますので、農業と調和した、全体の広域農地配分と調和した京奈和自動車道沿道の工場用地造成が、もう少し仕組みとして国に認知していただくような仕組みになればという願いはあります。

奈良県の農地をめぐる工場用地との調和は、局地的に大変難しい課題があって、農業農地保有者にしても、農地を高く売ればいいという人も出てきますので、それは農業を愛する心と反するところがあるかと思っておりますので、そのあたりの県の政策は、また、こうして議論させていただきたいと思って、検討を進めたいと思うところです。

○森川委員 世界でもエボラウイルスなどが流行しており、海外から日本に輸入される農作物も大変な打撃を受け、また高価な値段にもなっていく可能性があると思います。その中で国内自給も含め、奈良県で基本的に農地を守っていただく、また、片方で県内の就業率を上げていくことも大事なことなので、今後ともコントロールに県全体で取り組んで、後世に残せる形を作っていただき、平成27年度にも取り組んでいただけるようお願いをして、総括とさせていただきます。

○岡委員 それでは、2点、知事にお伺いをしたいと思っております。

まず1点目は、県が現在行っています地域おこし協力隊、ふるさと復興協力隊が復興事業の一つとして県の補助を受けながら進んできて、それなりの効果も出てきているように聞いております。これに関連して、これから何といても注目されるのは、地方に若者をどうやって呼び込んでいくかということが、地方創生の考え方の一つの柱になっていくのではないかと考えております。今まで県が取り組んできたこの施策は、一つのトライアルであり、今後を占う事業ではないかとも見ております。

特に南部・東部地域の過疎化が進んでおり、若者がどんどん減っていく中で、嫁の来手もないということで、ますます過疎化に拍車がかかる状況の中で、本県としても、特に都市部へ出ていった人を呼び込むUターンや新たな新規若者就労者を呼ぶ、Iターンをどうやって本県に、特に南部・東部地域に呼び込んでいくのかが、今後の本県の大事な政策の一つになると思います。やはり人が住んでこそ町であるわけで、人がいなければ自治体もなくなるわけです。ですから、そういう意味において、南部・東部地域への移住促進に向けた取り組みについて、知事にお伺いしたいと思います。

それから2点目は、先ほどの質問にも若干関連するのですが、女性就労が本県の場合は非常に低いということで、知事もいろいろな場面でお話されているわけですが、女性の就労者、特に出産直後の方々が通常の勤務ができない、しかし、短時間であれば勤務できる、もしくは在宅ならばできるという方もあろうかと思うわけでございます。今そのことについて国でもテレワークを積極的に取り組むようにということで、本県もその講習を実施したり、仕事を進めるための施策をやらせてもらっているわけですが、正直に言います、なかなか難しい課題もあろうかと思っております。しかし、テレワークについては、一つの事業として、今後、本県としても積極的に取り組んでいただきたいという思いがあるわけでございますが、成功例を早く1つでも2つでも作っていくことが大事ではないかと思うわけでございます。

そこで、今、各担当部課で頑張らせていただいているわけですが、それはそれとして頑張ってもらいたいわけですが、もう1点、知事にお伺いしたいのは、本県が率先してテレワークに取り組んでいるという成功事例をつくる意味において、本県の事業や仕事の中に、テレワークを取り込むことができないのかどうか、この辺について知事のお考えをお尋ねしたいと思います。

以上、2点でございます。

○荒井知事 地域おこしで、委員も南部・東部地域のことを中心に、移住、定住、若者、にぎわいづくり、とりわけ若者の交流、移住、定住について関心を持っていただいていることをよく承知しております。

地方創生の大きな目標は、地方の人口が減って、それは少子化という政策分野もあるし、若者の東京移住を阻止して、地方移住をしようという動きがあるわけです。奈良県に翻ってみれば、南部・東部地域に若者が定住できるのかということになりますが、昨日は川上村長が、「人口減が全国で2番目に厳しい川上村と言われていています。何十年後かに女性の数が8人だと言われていています。しかし、そうはならないように頑張ります。」と言っておられましたが、減少率が高いわけで、それをくい止めるいろいろな工夫が要ると思っております。これは全国各地がかなりやっております。奈良県も南部地域でそういうことをやって、多少移住をしていただけそうな芽が出てきた段階であろうかと思えます。交流人口から仮移住、定移住、定住に育てていく地道な努力しかないように思います。

そのための条件整備をどのようにするかということになると思えます。東吉野村に來られた人は、「大阪に時々行く用事があるが、東吉野村は割と便利だよ。」と宣伝して、さきほどおっしゃいました移住・定住の成功例が口コミで伝わるということですので、來られた人が、一人一人大事に地域でやることであると思えます。いろいろなアイデアがあろうかと思えますが、仕事の間を設けるということですが、山の中ですので、道路がよくなるとどんどん人が來ますが、なかなか滞在をされなくて、日帰り温泉のようなものになる。それでも雇用になるわけですが、必ず旅行をすると食はあるので、オーベルジュのような、あるいはレストランのようなものが田舎にあって、街の中は運転も大変なので、街の中に行かなくてもいいように、田舎へ行って、訪ねて、そこで食と土産物を多少買えて、場合によっては泊まってもらうといった交流を地域のエネルギーに変える。そのようなことが活動としてあると、それをサービスする若者が定住するパターンが出てくるという、際立っては進みませんが、すごく尊敬できるような地道な努力をされてるところがあります。だから、南部地域でも、例えば天川村洞川地区はそういう努力をされています。そのような來る人の気持ちに添うような努力をしないといけない。それは仕事場をつくる基本だと思えます。

それと和歌山県の龍神村は、早く移住をされた方が、医療がないのを覚悟してきたといって何十年間過ごされました。ただ、今は医療が提供できるようになってきたので、教育、医療などは基本的なものを確保して、それだけでは若者は來ませんので、職の機会をつく

るということです。総論ですが、具体的には観光のことを申しましたが、いろいろな仕事を、山の中の仕事は大変忙しいようですが、そういうことも楽しみで来られる方もおり、東京よりも田舎のほうが仕事ができおもしろいという方も出てくる時代になってきました。本当かなということが、実現するかもしれない局面に入ってきているように思いますので、やはり努力をしないとその地域には来ないと思います。少し総論のようになりました。

それと関係しますが、テレワークという仕事の仕方ですが、これは女性の就労にとってはいい話だと思います。在宅で就労できるパターンですが、テレワークの利用の仕方はいろいろ進んでいると思います。

大企業、あるいは都市型の企業では、残業するかわりに、その日の仕事を自宅のパソコンにメールで送っておいて、家に帰って食事をして、ゆっくりした気分でやるということです。自宅残業のような、それを残業代として認めるか、認めないか、企業の方針によるようですが、個人の仕事を切り分けて、これを何日までにしなさいと言っておくと、かばんで持って帰らなくて、メールで持って帰るといったような、テレワークのパターンもあります。会社の中ではほかの仕事で忙しかったけれど、自宅で落ちついてする。テレワークを指導された女性の方は生駒市出身の方ですが、現在、全国的にテレワークの意味を説いておられます。

奈良県の場合は、そういう類いのビジネスモデルがないのかと探して、女性翻訳者を養成し、個人事業家を育てるという事業化を、レベルが高くなれば日本の文献の英訳事業は、実は需要がたくさんあって、それを高度にすると、テレワークで十分発揮できるともくろんで、女性翻訳家育成事業を今年度予算で認めていただいておりますので、それを今、育てる事業を始めております。一つのパターンの成功例になればと思っております。

それと、企業がテレワークでするのは、ダイナミックに吉野町のマツモトさんという方が、ベトナムのホーチミンに会社をつくって、そこで企業の日本語の入札資料の作成をベトナム人に日本語を教えながらされている。これはメールで送ってきて、時差が2時間ありますので、入札締め切りの情報があって、その入札表があると、それをもとに2時間は少なくとも稼いでいて、すぐにあしたの朝一番で届けることができる仕事ぶりをされている。これは国境をまたがって能力のある人件費の安い国へテレワークが出かけるというパターンですが、奈良県の中小企業の方が、そのようなこともできる時代になってきました。逆に奈良県でそういう事業を取り込むということも可能かどうか、これは人材、ビジネス

のモデルをどこにするかということになりますので、一概にはこれがいいと決められませんが、多少の試行錯誤しながらテレワークの分野を伸ばしていきたいと思います。とりわけ、委員がおっしゃっていただいた女性の職域がテレワークで拡張するのではないかとこの期待を強く持っている分野でございます。

○岡委員 知事がご答弁になったことについて、同感ですが、もう少しつけ加えて申し上げるならば、先ほど知事がおっしゃいました条件整備という中で、どういうものが奈良県、特に南部・東部地域で用意ができるのかということがポイントになるかと思えます。

若者のUターン、Iターンについてすぐに効果が出るのはなかなか難しいのですが、地道なきめ細かい努力を重ねていくと、確実に広がる可能性があるものではないかと考えております。特に、都会の若者にこういう仕事があつて、こういうものを用意していますから、こちらに就職しませんかと呼び込めるメニューを県が幾つか、一遍には無理ですが、これから農・林業を中心に、観光分野も入れながら、奈良県が得意とする分野の中で、1人、2人からいいと思うので、そういうものをつくって、そして都会へ向けてハローワーク等を通じて発信をする。それを見た若者が、よし、一回奈良県に行って、この仕事についてみようと、そういうやりとりです。いわば奈良県のハローワークと東京都のハローワークがつながって、そこで都会の若者が、奈良県の就職状況がわかるような情報提供をするようなものを今後もつukれないものかと思うわけです。したがって、これには当然、今言ったように、まず職業と住むところを用意しなければならないと思います。

あわせて、定着しようと思っている若者の声として、嫁の来手がないという話もありまして、そういうところまできめ細かくかかわってあげることが、若者が地方に根づいて、家庭を持って、子どもをもうけてくれることにつながるのではないかと思いますので、これからの地方創生というのは、これをやれば成功するというものはないと思うのです。地域の状況によって100通り、200通りのやり方があると思うのです。そこを前提として、一つ一つの積み重ねをやっていってほしいと思います。この条件整備について、メニューを用意して、都会の若者に呼びかけるというような、方法が何かできないものかということについて、もう一度、知事のお考えをお尋ねしたいと思います。

○荒井知事 若者が都会に行く、その決定的な違いは所得ですので、所得がある仕事は田舎でできるよというのが最大の要素だと思いますけれども、そのためには、一つは個人の事業で、私に注文してください、私は東吉野村に住んでいます、メールで大丈夫です、行くときは飛んで行きますよと、こういうパターンもあろうかと思えます。そういう方もお

られますし、東京でよく活動されているデザインコンサルタントの方、東京で、私は下市町か吉野町に住んでいるのですよとって名刺をいただいたことがありますけれども、そういう方もおられます。

それを組織的、体系的にうまくできるものかということがありますが、ただ、そういう気持ちで条件を整備していくと、個人の事業の方もできると思います。その職場のハンデはクライアント、注文主からは離れて、営業はあまりできないけれども、ある程度、実績があれば地方に住んでいても安定した申し込みがあるのではないかというパターンだと思うのです。そのときには東京に住まないで、奈良の田舎に住むメリットを別途つくらなければいけないと思う。むしろハンディーの克服ということになるとと思いますが、田舎に住むこと自体はいいことでありますが、住居の整備は環境整備になりますが、それと若い人には教育がいい、農業ができる、文化活動も豊か、食はおいしいと言えるぐらいにならないと。残念ながら奈良の南は教育レベルが少し低いのです。南のほうは低いのです。これを上げて、南のほうだと教育はいいんだと、全国的なレベルよりもいいんだというふうに力を入れるというのも一つの売りになると思います。あそこに行くと子どもがすごく立派に育つよというのは、地方の売りにもなるかと思いますが、そういう条件整備の一つだと思います。それは県民の方にも大事なことだと思います。

それと、もう一つは、京奈和自動車道沿いの御所のインターチェンジに工場誘致をすると、黒滝村長が通勤住宅をつくるのだと、五條市の工業団地に行く住宅をつくるのだと。住宅というのは住んでもらえる、住みやすいということのを売りにしよう。今は40分で行けるが、そのうち道路が少しよくなれば30分で行ける。御所市に住まわれるか、黒滝村に住もうかということなので、御所市に來れば黒滝村に住んでもらえるよという、非常に感のいい動きをされます。それと、南部地域に工場を持ってくると国道168号からおりたり、国道165号から行って就労される、そのときの住まいの受け皿を南部地域にするといった仕事と住まいづくりというパターンもあって、それが若者であれば活気づくといったようなこと。あとは南部地域のスポーツ振興で、合宿で行くときでも若者がスポーツをするなら南部地域だと、合宿といったモデルや、そういう南部地域で人が集まるモデルを幾つもつくって、東部南部振興監が今一生懸命張り切って、来年度予算に向けて検討中ですので、期待をしております。

○岡委員 これですべてにしますが、今、知事が頭の中で考えていらっしゃるものが、ここで語り切れないほど、恐らく地方創生というキーワードの中でいろいろなことをお考えだ

と思います。ぜひこれからそういうものについて、特に南部・東部地域は本当に悩んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に1点だけ、先ほどのテレワークの中で、県の仕事の中でテレワークを取り組むものがないのかどうかということでお尋ねをしたのですが、その点についてはいかがでしょうか。

**○荒井知事** 県の発注業務において、テレワークの発注ができたならそのようにしたいと思ひます。事業にもよると思ひますけれども、発注は基本的には入札となり、入札自身はメールで来るようになっております。幾ら営業努力しても発注できるとは限らない。委託業務になると思ひますが、委託するときの委託事業者がこれだったら県のこういう分野の委託はできますよと、委託事業者の認定があるとメールで発注しやすいということは議論しております。一々入札して審査する手間も大変ですので、定番になるようなのはどういう審査で入札になるのが基本ですけれども、ある資格の人で、くじ引きになるかもしれませんが、それはこの資格の中で、一々入札から昔で言う指名入札みたいですが、施設の指定管理や委託事業が発注の事業とありますので、これはテレワークでできる、特に印刷などはもうメールでしか送れませんので、それを入札をするわけですが、その物の郵送は宅配でなければいけません、メールだけで印刷業務の発注はでき得るものだと思います。意識して、だんだんそのようなことをすることになっております。受け皿がその事業者になりますので、それを個人へ展開するのかどうかは、受け皿育ち方というのは、また一つの分野であろうかと思ひます。テレワーク専門で利用者が育つかどうかというのは、また一つ課題だと思ひます。通信販売の優秀な事業者が御所市のにありますので、これは注文受付のテレワークというパターンですが、これは全国規模で、テレワークは規模が広がったほうが効率がよくなるということでもありますので、ビジネスモデルの相手のことと、県の発注のことを研究しなければならない分野だと感じております。

**○宮木委員** 地方創生において、人、まち、仕事の、特に少子化と雇用の結びつけの対策は大きな柱になると思ひます。男性も女性も一人一人の存在が大切にされ、男女により活動が制約されることなく、社会であらゆる分野の可能性を広げることが重要だと思ひます。個人の能力を十分に発揮でき、人生の段階に応じて、十分に生き方の選択が広がり、自己実現できる社会になってほしいものです。今を生きる私たち世代はもとより、未来を生きる子どもたちが幸せに生まれ育つ、これこそが社会の姿だと思ひます。

少子高齢化、グローバル化が一層進展し、人々のライフスタイルや価値観などが進み、



働き方や考え方の多様化により、社会のシステムの構築が求められるようになっていきます。社会全体として、片働きや長時間労働を前提とした社会を見直す必要があります。男性は仕事を優先し、一方、女性は出産、子育てを機に一旦仕事をやめ、育児が終了した後、非正規で再就職を目指すことも多いようです。いわゆるM字カーブです。女性の知識や経験、キャリアが生かされないことが、個人にとっても社会にとっても大きな損失だと思います。

そこで1つ質問させていただきます。若者のライフプラン形成についてです。近年、離婚率が増加していないものの、若者が結婚し幸せな家庭生活を送れるよう、生涯にわたりライフプランを学ぶ必要があると考えますが、今後、県はどのように取り組もうとされているのでしょうか。

また、男性の子育てや家事等への参画についてです。ワーク・ライフ・バランスの実現のために、今後、働き方の見直しに加え、男性の子育てや家事等への参画に向けた意識改革がより一層必要だと思います。このことについて知事の所見を伺いたいと思います。以上です。

**○荒井知事** まず、ライフプランという言葉でおっしゃいましたが、若者の将来、希望をどのように形成していくのかという、希望指数という言葉は福井県の西川知事が言っておられました。希望指数というのは、経済指数の今の経済の金の回りの量をはかるGNPではなしに、希望をはかるというもので、ブータンが希望指数の高い国であることをモデルに、特に若者の希望指数を高めるにはどのようにすればいいかという試行が一部にあることは確かですし、その希望指数を高めることが国を引っ張る大きな元手だと、とりわけ若者の希望指数が徐々にでも、生きる動機づけということになります。それを与えることが大事かと思えます。これはむしろ国が与えるというよりも、持ちやすい環境整備をして希望を育てることが大事かと思えます。

私が思いますのは、希望や幸せの受け方というのは、非常に多様化しているように思います。高齢者になって幸せ、高齢者のほうが多幸福といいますが、幸せを感じる量が多いと、きのうテレビで放送されていましたが、いろいろな感じ方があると思います。無理に幸せを感じることはできませんので、客観的、総体的に見ると日本はとても指数的に幸せだと思いますが、心理的に落ち込む傾向がある、気が弱いと言われておりますけれども、それを無理に気を丈夫だぞというのも一つの見方ですけども、よく周りを見ていくとやはり幸せだなと思うのも一つですし、目的を持って生きてもらおうと。希望指数は目的指数のような気がしますし、目的の一つが職、結婚、子づくりとなってくると思います。その流

れが委員のご指摘にもあったと思いますが、崩れてきているということが実情だと思います。崩れてきたところを行政で穴埋めをできるところはすべきだと思います。ライフプランの形成に役立つようなことは、県でも市町村でもNPOでも大学でもすべきだと。若者を対象にした仕事をしている組織は、全部そのように心がけて、若者が育ちやすいように、よく育つようにという強い願いを込めて働きかけをしなければいけないと思います。昔は婚活支援を行政はしていませんでしたが、今は婚活支援をしている行政が随分出てきました。本県もそのようなことをしておりますけれども、今の時流に合った行政の穴埋めといえますか、昔と違うパターンの作用が必要になってきたと思います。

ライフプラン自身は、より大きな問題でありますけれども、それと全体の流れを大局的に見ると、グローバル化があるとどうしても格差が出てきます。これは個人間格差の場合もあります、家庭間格差もあるし、地域間格差もある、国家間格差もありますが、住んでいる条件によって格差がある。個人間格差は足が速いとか、IQが高いとか、そういうような格差ですけれど、ところがこれはいろいろな努力で、パターンで消化できるというように、いろいろな能力の人がいろいろな生き方ができるのがよりいい国だと思います。パターンはこうだと押しつけるのではなく、いろいろなパターンの中で選択肢の採用と、県の大きな役割は選択可能なオプション選択肢を提供するのが最も大事な仕事だと思います。そういう用意だと、このくじを引く、先のほうはどうなるかは自分の運命だけれども、このくじを引くといったような、人生の保証というのは若者に対して誰も、親でもできませんが、選択肢を自分の判断でしてもらえようようなオプションの、しかも割合からいえば、いい結果になるオプションを用意していくことは大事なことかと、そういう意味にライフプランの行政というものをとりたいたいと思います。

それから、女性のワーク・ライフ・バランスの延長で、男性の意識改革が必要ではないかというご意見は、まことにごもっともでございます。とりわけ世代間で意識が随分違うということで、年配の我々の世代ではICT改革が追いつかない面がありますけれども、意識改革が必要だと思います。

奈良県の実情は、今、委員もご指摘になりましたように、女性の就労率が、量的なことですが、割と専業主婦が多いという役割分担がある県ですが、一つは、構造的には出稼ぎという言い方は悪いのですが、県外就労者がどうしても数が多い。帰宅が遅くなる。帰宅が遅いのは、お父さん、どこで何をしていたのって、いや、会社で残業していたのだから、本当かどうか、いろいろなことを言う風習、しかもお父さんが疲れていますので、家

庭での力になかなかない。奥さんにとってみれば、お父さんの世話をするのに手いっぱい、介護老人がいたり子どもがいたりすると、どうしても手が抜けないという、専業主婦の仕事も大変多いように感じております。それも一つの役割分担ですけども、逆に女性が働く場合には、男性が主夫をするということも今出てきておりますので、そういう家庭の分担方法はいろいろあるという意識改革が要ると思いますが、どのように意識改革をしてもらうのかという、至難のわざですけども、そういう事例があるということを一いろいろ展開して、奈良県での幸せなワーク・ライフ・バランスを形成するという持続的な強い意思が要るのではないかと思います。

県でもワーク・ライフ・バランスを達成しようということを労働組合と合意していますので、それをどういうふうに展開するのかという辛抱強い、粘り強い努力が要ると思っております。何か気持ちばかりの答弁になって恐縮ですが、そのように思います。

○宮木委員 知事のお言葉の中に、希望指数というのがありました。目標や目的、また、その中にまだ夢などもあると感じますが、少し懸念されるのが、今の奈良県の子どもたちは勉強はできるけれどやる気や意欲が少ないと。結果として、勉強ができるからそれで安心していたという部分もあるけれども、これがずっと続いていくのはやはり怖いような感じがします。少々勉強ができなくても、「よっしゃ、俺一丁やったるで。」とか、何か問題が起こったときにそれを解決する、そんな力が子どもたちの中にあったら、実は社会に出た時に大きな力となっていくと実感します。子どもや子育て世代の方と話す機会が多いので、その辺の問題を、どうしたらいいのかを聞きながら、また自分で提案していきたいと実感します。

それと男性意識の件について、私自身もなかなか家事ができていない実情があります。それは何につながっているかということ、自分の息子、娘につながっていると、実はこれが一番怖いと思っております。私の父親も昭和9年生まれで、男子厨房に入らずぐらいの思いでいましたので、あまり家事手伝いもしていなかった事情がありました。けれども私たちの子どもの世代が、実はあと10年後、20年後に、父親がよく家事のことをやっていたと、だから自分たちもやっついていかないといけないと考える子どもたち、そしてそういう社会になっていったらいいと思っておりますので、私自身も襟を正して、頑張っていきたいと思っております。

○猪奥委員 女性の社会参加について質問を用意していたのですが、答えていただくようなことがおおよそ先ほどの答弁の中であつたので、少し違う視点でも聞かせていただきました。

と思います。

先ほどの宮木委員の質問に対する知事のお答えの中にあっただけですが、男女間の役割分担の意識そのものを変えていく必要があるのではないかと常々思っています。

また、岡委員の質問でもありましたように、テレワークや在宅での翻訳の仕事は、働き方の多様性を担保するという点では非常に大事だと思います。ただ、少し意見が違うのは、それを女性の仕事として捉えているところでして、女性が在宅で仕事をしなければいけない理由そのものを阻害していくことが、より大切なのではないかと思うのです。

テレワークにしても翻訳にしても、仕事をされる中で、社会参画をされる中で、すぐに家の外でというとなかなか難しいかもしれないので、幾つかあるステップのうちの1個目のステップとして取り組まれる、これは大いに結構だと思います。けれども、女性は家事で忙しい、育児で忙しい、介護もしないといけない、だから自宅で短時間で仕事のできる環境を整えるのだとすると、かつての女性は家の中で仕事をしなさいという考えの固定化につながってしまうのではないかと一方で懸念をします。

男女間の社会的性差、ジェンダーから来る女性が介護しなさい、子育てしなさいというのは、そんなことは女性がやるものだという、そのジェンダーの意識そのものを変えていく必要があると思うのだけれどもどうかと聞こうと思いました。それは当然しかるべきだということを、先ほどの宮木委員の質問の中でお答えですので、女性が社会的に参加をする、仕事をする、そんなことを阻害している要因は何かということをお調べいただいていると思います。

恐らく近くで働きたい、時短労働をしたい、専業主婦希望であるというお答えが、ある程度アンケートの中に出てくるのではないかと思います。その答えは、やはりバイアスがかかっているのではないかと思うのです。日本の社会は、男と女は違うのだということを小さいときから、幼稚園に入ったときのスマックの色から、違うのだということを特に女の子は意識的に無意識的にずっとシャワーを浴びて育ってきたのが今の社会ではないかと思うのです。

質問したいことは、知事は、エビデンス・ベースドとおっしゃいますし、もちろんエビデンスは大事です、数値は大事なことだと思いますけれども、その出てきた数値に対して、どれほどのバイアスがあると捉えられていて、そのバイアスそのものをどういうふうに超えようとされているのか、お聞きしたいと思います。

次に、2点目です。スイムピア奈良の料金に関する質問をさせていただきます。

スイムピア奈良がことしの夏にオープンして、すばらしいプールができました。知事からも、随分うまくつくることができたというご紹介もありましたし、お金の面でも非常にそう思いますし、非常にいいプールができたと思っております。

前の県営プールがなくなってからしばらくたっておりましたので、県民の方にも非常に喜んで待っていただいて、期待していただいているようなプールだと思っておりますし、利用者もどんどんふえていて、そのこと自体、非常にうれしく思っております。

障害を持っておられる方から、利用料金についてご相談を受けたのです。都度利用のビジター料金には障害者の利用料の減免措置があるけれども、月ごとの会員料金が設定されておりますが、これには減免措置がありません。そのご相談をされた方は、これでは障害を持っている我々に来てほしくないというような、そんな思いもするというご相談でした。障害者の社会参画は当たり前ですし、考慮されるべきことです。障害者の方のスポーツは、私たちがスポーツをするような健康増進などのほかにリハビリテーションという側面も大いにあります。

どうして会員料金の減免措置をとらなかったのか、どういう議論を経てとらないと決定をしたのかを担当課に聞きますと、議論をせぬまま決めたというお答えでした。議論をせぬまま、PFIの入札に出したということです。今これに対しては管理会社と担当課で議論をいただいているところですが、もちろん当初の入札条件になかったもので、今後の議論は多少難しいものになると思います。

このことには、2つの問題があると思っております。1つ目は、障害を持っておられる方も社会参加するという理念が県の一つ一つの政策に落ち切っていないということと、これが大切だと思うのですが、事前に協議をするルールがそもそも奈良県になかったことが課題だと思います。

そこで、県の施設における障害者の利用料金減免については、施設を所管する部局がそれぞれ設定しているようではございますけれども、社会参加等を促進する観点から、入札前に協議できるような全庁的な対応、ルールづくりが必要と考えますけれども、これについて知事のご所見をお聞かせください。以上です。

**○荒井知事** 最初のご質問は、男女の役割分担の認識をどのように埋めるかという共通の論点でございます。女性の立ち振る舞い、あるいは働き、ライフプランを定型で押しつけるのは最近ではなくなってまいりましたし、そのような行政は望ましくないと思います。先ほども申し上げたように、行政の大きな仕事のパターンとしてはオプション提示、選択肢提

示だと、とりわけ女性に対しては、多様な選択肢があり得ることを提示できたら、それにこしたことはないということです。選択肢は女性のほうが多いのか、男性のほうが多いのかということは、それぞれの地域などによる気がします。

女性も仕事ですごく活躍している地域を見聞しますと、北海道、沖縄県の女性は男性よりもよく働くと、つとに言われていることでもあります。もう一つ、定評になっておりますのは、富山県、福井県は共働きが普通だと聞きました。福井県では女性が家にいると、おまえ、どうしたんだと、おかしいなと、嫁さん、うちにいるぞと言われるとその地元で聞きました。地域でいろいろ違うと思いました。

奈良県は、女性は家にいるものだという土地柄であるのかどうかは、わかりませんが、男性の県外就労が多いので、特に社会移住になったご家庭は、女性がやむを得ず専業主婦になっておられて、子どもの教育に専念というか、教育に力を入れられて、介護対象の方がご家庭にいないので、子どもに力を入れられるという構造に最近なってきたということです。地域性とは全く違う、社会性の反映だとも見えるわけですが、社会の構造が変わってくると、また男女意識も、役割分担の意識も変わってくる可能性がある。地域性はなかなか変わらないかもしれませんが、しかし、奈良県が男性優位の地域性かどうかはわかりませんが、資料的には男性の健康寿命はランクが女性よりずっと上なのです。それから、生涯未婚率という、50歳まで結婚しない人の率は、奈良県は少ないのですが、男性の未婚率は低いのです。どういうわけか、わからないのですが、そういう結果が、男女差ということでは注目して、どういうことなのかなと。男性が大事にされているのかと見える面もあるのですが、女性が損をしているかどうかは、少しわからないところがあります。

ただ、委員がおっしゃったのは、世代間でも違うと思いますが、だんだん今風に意識が変わる。意識が変わるのは、その構造の選択肢がふえてくる、多様になってくると意識は自然と変わる面があろうかと思えます。専業主婦が向いていると思われる女性もおられるし、出かけて社会活動の盛んな女性もおられますので、女性が幸せになるように行動の選択肢を幅広く選べるような、伸び伸びした県の地域づくりができればいいと思っております。そのようないろいろなチャンスをつくるように、イベント、スポーツなどを行っているつもりです。

2点目はスイムピア奈良の障害者の料金についてのご質問です。指定管理の施設ですが、障害者の料金に県が関与できないかということ、関与できると思えます。2つの論点をご提示になったように思いますが、障害者の利用料金は高齢者の利用料金も同じなのですけれ

ども、横串で体系的に見ているのかどうかというご指摘が入っていたと思います。これはあまり見ていなかったというのが、実情だと思います。実は、施設ごとに事情があるでしょうから、施設ごとに決めてくださいということで、これは県の直轄施設でも同じようなことだったと思いますが、出来ていなかったのも、直したいと思います。障害者に対する割引き制度はこのようにあるべきだということは、政策理念と方針になると思いますが、障害福祉課に一元的に決定するという権利を与えて、施設の管理の方針として具体的に料金を徴収するのは管理責任者がやるというご指摘を踏まえての、横と縦を組み合わせる形での、仕組みをつくりたいと思う。

それに、指定管理が入ってきたときは、もう一つのハードルがあるように思います。指定管理については、決めたものは変えられないという見方もあると思いますが、スイムピア奈良では指定管理をされたら毎年の業績を見直す仕組みをつくらうとしております。利用者はどのようなものか、高齢者や女性、障害者の割合はどうかなど、県として報告を受けようかと思っています。指定管理を指定したものとして報告を受けるのは当然なことです。そこで対話をして、これはどうしてこうなのかということは、次のポリシーとして協議はできると思います。県は指定管理の考え方を問う、その利用の仕方を監督する責任は継続的にあるものと思っておりますので、最初の契約に入っていないことは絶対変えてはいけないということにはなっていないと思います。契約の読み方ももう少しよく読めば、そういうふうにも言えるのではないかと、思っております。その業績についての利用の不満、あるいは利用の改善については、常時していかないと良くならない。今も利用状況が良くなっているかどうかを注視して、月次で報告を受け、現地に管理責任者を1人置いておりますけれども、指定管理者を具体的に管理し、月々対話をするようにと指示をしております。その中で、今までの実績がどうだったかを確認していきたいと思っておりますので、今後変更の余地がないわけではないと思っております。ご指導を受けて、そのような工夫をしたいと思っております。

○猪奥委員 まず、女性の働き方に関して、多様性を持っていろいろなご提示ができるようなところですが、その多様性を持ったときにベースとなるのがどこか、ずっとベースを専業主婦にしてはいけないと思っております。女性がどんどん社会に出て働いていただくようにしないと、これから生産労働人口が減ってくる中で、女性を重要なポジションと位置づけて、プラスアルファで、こんなこともできるという価値観から、基本的に社会に出て働いてもらうということです。でも理由がある人はできないというぐら

いに変革していただくとともに、そんな社会になることを望んでいます。

次に、スイムピア奈良のプールですが、県の意識、理念を全ての政策に落とししていくためには、横串をしっかりといただく必要があると思います。障害者の利用料金減免措置だけではなくて、例えば建物をつくる時や大規模改修をするときなどに、福祉の視点を取り込まれているか、同じようにエネルギー政策を推進する奈良県が、再生可能エネルギーを利用することができないか、木造・木質化の進む奈良県が、どこか担当課以外の課の所管の、例えば、学校の校舎をつくる時に木質化ができないかという、県が進めているいろいろな施策を担当課だけで発注するのではなくて、事前に全庁的に協議をし、広く捉まえていくことが必要なのではないかと思います。

今は障害者の利用料金についてお話しいただきましたけれども、これは建物などのいろいろなことで県の施策を横串で通していくとお答えいただいたと聞いていてもいいですか。

○荒井知事 施設と運営という2つで、運営についてお尋ねがあったわけですが、施設も同じことだと思います。とりわけ施設も横串が要るのだと改めて確認させていただきました。バリアフリーの施策や木造・木質化やエネルギー政策などについては、実際にやっていることですので、横串は、実は私が気がついて言わないとなかなか実現できないことも多いのです。コストも少しはかかるので、できるだけコストを安くしようとすると、バリアフリーテストや木質化テスト、省エネルギーテストといったテストを庁内の横串で、主管課が受けて通ってきたという仕組みになるか。それもしたいと思いますが、今はまだどこにどうしようかという揺籃期の時代ですので、あそこの五條の出張所を木造・木質化できないかといった新設のところでそうやっている実験的な段階だと思います。それを経常的な仕組みとなるようにしていきたいと思います。

○小林委員 1点、通告しております。職員の時間外勤務について、まずお尋ねするに至った状況も少し述べさせていただきます、お伺いをいたします。

2013年度の一般会計の決算は、実質収支で75億円の黒字で過去最大となりました。その理由を内訳で見ますと、歳入では県税など全体で55億円の増収がありますが、歳出で退職手当が職員の定年勧奨退職者数の減、そして2013年7月から2014年3月までの国の一方的な給与削減措置によって、人件費が大幅に減少したのによります。このようにかつてない大幅な黒字決算は、職員への大きなしわ寄せの上にあると言っても過言ではないと思っておりますが、この職員へのしわ寄せで心配されるのは、職員の減少によって1人当たりの仕事量がふえること、そして給与の減額によって士気の低下と仕事の専



門性、継続性が失われることです。

この審査中にいただいた資料で見ますと、県職員数は、この間、定期適正化計画のもとで減少してまいりまして、2005年に職員数が3,622人に対して2013年は3,002人で、620人減少しております。それに伴って、給与ベース上での一人当たりの時間外勤務もふえております。そして、心配される健康破壊も進んでおります。30日以上病気休暇取得者の5年間の資料をいただきましたが、1年間に平均100人の方が、休んでいる状況であることがわかりました。その中で、最も多い疾病が精神及び行動の障害で、約5割あるという状況もわかりました。

平成25年12月に総務警察委員会で山村委員が、日本共産党に寄せられた県職員やご家族から、定時に帰ることがほとんどなく、午後9時、午後10時が普通で、時には深夜になることもあり、このままでは健康が心配だ、残業代も少ししかもらっていないと訴えられまして、相談を受けて、職員の実際の労働時間がどういう実態になっているのか、明らかにして報告してほしいと求めたことに対して、全てを出すのはかなりの業務になるから、どう特定するか、人事課と委員と協議してと答弁をされました。今回の部局別審査の中で、この協議検討がどうなりましたかとお尋ねしたところ、難しい点もありますが、協議を進めて検討していきますとお答えをいただきました。

平成25年12月の総務警察委員会以降も、最近でもそうですが、仕事が大変ふえて、早く帰りたいと思っても遅くなってしまう、家族からどうなっているのかと言われる、このような長時間労働が続いてとても疲れていると、メールや電話の訴えも寄せられております。このような職員や家族からの訴えや声に、本当に誠実に応えていくためには、実態を明らかにしていくことが求められていると思うのです。こうした皆さんの一番の心配事は健康破壊であります。長時間過密労働になっているのではないかとということです。このような状態が続きますと、さらに病気もふえて、1人当たりの仕事量もふえていくということで悪循環になりますし、県としても大きな損害ではないかと思えます。このような状況について、知事はどのようにお考えになっているのでしょうか。職員の時間外勤務について、知事のご所見を伺いたいと思います。

**○荒井知事** 職員の時間外勤務について、論点は2つと感じました。一つは時間管理ということですが。職員は、ある時間、労働基準法の中で働くべく義務づけられていて、その中で給料を払うのが基本給でありますので、時間外勤務はどううまく管理されているのかという論点と認識し、もう一つは健康管理で、これは時間管理と密接な関係がありますが、

少し違う面もあろうかと思えます。

それで、こういう状況というのは、委員もおっしゃったようにまだよくわからないのです。よく調べたのかとおっしゃっていましたが、こういう状況はよくわからない状況であるというのか、よくわかった、おっしゃるような苛酷な労働条件ということは、そういうことを何か別に調べて認識されているのかどうかわかりませんが、認知するところ、まだよくわからない状況にあるのかなと思って受け答えをさせていただきます。ということは、まず、労働条件、時間の労働条件ですか、勤務状態を調べないといけないと思いますので、ご指摘があって調べると言ってまだ調べていないということは、実時間管理、時間外労働の時間管理の状況は、まだ十分な知識ではないかもしれませんが、退庁時間の管理はあるのですけれども、退庁時間はこの建物を出る時間ですから、時間外勤務をしていたと言えるかどうかはわからないというのが人事課の考えだと思います。

というのは、時間外勤務は、法令上は管理者の指定があって居残りをするわけで、指定がなければ帰っていいわけです。ところが、帰りづらいからといって、やむを得ず居残っておられる方もいるのではないかと推察するのです。これはあまりよくないことなので、あなたはきょう、残ってこれだけはしてくださいと、管理者が時間管理をしっかりした認識でしないと、だらだらと人がいるというのはあまり良くない時間外勤務だと感じております。今どきですので、早く帰りたい人は、きょうは早く帰っていいよと、管理者が指示をしないといけない。これは管理者の仕事だと思いますので、人事課の答弁は管理者が指示をした時間外勤務がどの程度あるのかというのはわからないということだと思いますが、これは調べる方向で調査をしないといけない。それを受けて、指示を出すと必ず残業代を払うとともに、それ以外は残ってはいけないとまで言わなければならないということです。

もう一つは、つき合い残業をできるだけやめることで、健康管理とも密接につながります。いつときに業務が集中します。議会が開かれる前とは申しませんが、予算などを詰める時や、国へ陳情する時は業務が集中します。だから、行事、イベントをたくさんするようになったら、職員が日曜日でもたくさん出ており、委員の方々は日曜日でもよく参加されますので、職員と顔を合わされるイベントも多いと思います。職員が日曜日でも、とてもよく出てきてくれるので、家庭は大丈夫かと聞くぐらいなのですが、日曜日のご主人は置き去りだとか、そういう話が会話としてあるのです。議員も我々も代休がない職業ですけれども、職員の日曜日を含めた時間外勤務は、代休を取って張り張りをつけることが大事だと思いますので、季節的に偏らない、もう一つは個人的に偏らない。やはりどうし

もできる人は頼りにされて、おまえ、やっておいてくれと言われる傾向はどこの組織にもあるのです。それを、あなたはこれをこのようなペースでやってくれと割り振ることが、職員の仕事管理ということになりますので、それをもう少し明瞭化をしていきたいと思えます。

これは、人事課と職員労働組合が一緒になってやらなければならない仕事であり、無駄な時間外勤務はやめようといっています。その上で、時間外勤務がとても苛酷なものかどうかは、こういった勤務状況かどうかは調べてみないとまだわからないと、今感じております。委員がおっしゃるとおりかどうかは、よく調べてみないとわからないと思えます。ただ、皆サボっているわけではないので、必ず時間外勤務は発生しています。とてもよく時間外勤務を含めてやっていただいていると思えます。しかし、時間外勤務はある程度、波がある、あるいは仕事の量がふえてくると必然的ですが、それが苛酷かどうかということは、大いに検証してチェックしなければいけない事項だと感じております。実証的に調査し、議論させていただきたいと思えます。

○小林委員 知事から、どういう状態になっているのか、実態として調べてみないとわからないとお答えいただきました。

時間管理で、指定されて残業をされているとこれまでのお尋ねの中でも聞いておりますが、実際の皆さんからの訴えとか、そういう状況でいきますと、実際に、例えば県庁の方は、先ほどもご答弁に出ましたけれど、出勤、退勤の読み取り機があつて、調査をすれば労働時間はわかると、どれだけ県庁にいらっしゃった時間があるのかと。ただ、その内容で、知事が言われたように、その時間が全て仕事をしており、時間外勤務ということになるのかどうかの問題があるのだとおっしゃったわけですが、とりあえずは実際の退勤、出勤の時間は、もうすぐデータが出てくると思うのですけれども、その辺のことが、協議をしてと言われている中身かとは思いますが、できるのではないかと考えているのです。この辺についてはいかがでしょうか。

○荒井知事 今のは実証的にと言ったように、業務命令の残業を何時間したのかということとは管理者に聞けばわかりますが、それと退庁時間から引いた残業時間とに差があるのではないかと、まだ報告は受けていませんが、大分差があるのではないかと感じております。では、その差は何なのかということ調査しなければいけないというのが、今の段階のように思えます。

そのときに、在庁時間を全部残業させているということはまだわからないですが、させ

ているということはもう少し調べないとわからない。それは自主残業という言葉があるぐらいで、残業指示をしないのに残っておられた人はどうするのかということもあるわけです。管理側としては、法的に残業指示をしたのが残業だとなるのですけれども、それが残業指示を曖昧にして、居残りをやむなくさせるということは、こすいやり方になりますので、そういうことのないようにというのが我々共通の目標になると思います。ただ、退庁時間というのは、実際に退庁した時間ということ。では、時間外の庁内の状況はどうかということ、少し見えないところがあると共通認識として持つておかなければならない。それは調べないとその間、いろいろな理由で残らされていると思っておられる方も、みんなかどうかわかりません。職員からの訴えがあることは確かなので、そう思っておられる方はおられることまではわかりました。それが全体の中のどのぐらいの量なのかは、調べてみないとわからないと思っております。調べるのが大事だと思います。

○小林委員 実態についても、知事がおっしゃったように、県庁にいらっしゃる時間と、実際に残業された、認められた時間と差のことなどはよく調べないとわからないと言われましたので、そういうことも含めて調べていただきたい。

職員から訴えがたくさん寄せられてきているわけです。先ほども言いましたように、夜9時、10時を過ぎて、深夜になることもあるというのは訴えのあった方の状況ですが、実はその訴えの中に使われる言葉は、あまりいい言葉ではないのですけれども、県庁はブラック企業ではないですかや県庁こそブラック企業だという、ささやきやつぶやきがあります。このままの状態にしておきますと、それが次々と重なって、大きな声になっていくというのが本当に残念な状況だと思っております。

最後は要望としておきますが、福祉の向上や県民のために頑張っている職員の皆さんが、誰もが人間らしく働く、働くという労働の権利が保障されてこそ、県民の皆さんのために本当に良い仕事をしていただくことができると思っております。具体的に何人かの方々の訴えに応えていただいて、実際の労働時間がどういう状態になっているのかということで、これは部局審査でもご答弁いただいて、協議をしてとおっしゃって、知事もその実態を調べるとおっしゃってくださいましたので、検討を進めていただいて、早く明らかにしていただいて、方向を示していただきたいと思っております。知事からもこの点はぜひ、先ほどおっしゃったからもう言うていただければと思いますけれども、明らかにするために一押し二押ししていただけますよう強くここで要望しておきます。以上です。

○大坪委員 1点、お伺いしたいと思います。

ヘイトスピーチについてです。平成26年9月定例会のときに、議会としても意見書を可決したわけです。この内容で、京都朝鮮第一初級学校における差別的な街頭宣伝行為、また、水平社博物館前における街頭宣伝行為は、裁判所での判決文などを見ても、聞くにたえないような、この意見書に書いてある言葉だけではなくて、本当に口にも出せないような大変ひどい表現があるわけです。一方で、こういった団体の街宣行為に反対するカウンター行為と俗に言われるものでありますけれども、こういった中でも大変汚い言葉遣いや、そして掲示をされているプラカード、また、行動として中指を立てたりするような行動など、本当に見るにたえないような行動もあります。また、ほかの団体などが、首相や内閣に対してファシストであるといったような表現をしたり、これも私からすると大変ひどい表現ではないかと感じております。

知事も6月24日の記者会見で、街頭での圧迫やアジリは大変ひどいものではないかという印象を受けるとおっしゃっていました。改めて、ヘイトスピーチについて、県の取り組みを含めて、知事のご所見をお伺いしたいと思います。

○荒井知事 委員がおっしゃいましたことは仄聞はしておりますが、実際には聞いたことはないのですが、東京の大久保でその現場に出くわしたことがあって、これはひどいなというのが印象です。

繰り返しになりますが、ヘイトスピーチと言われるものは、人権侵害として許しがたいと思います。それをどのように規制するのかは、現在は司法、京都の裁判や、水平社博物館前での行為に関する裁判で介入する。それと警察が出動し、騒音規制をされたりするわけで、表現の自由になるべくさわらないように、表現の仕方を規制するといったことです。皆が心境の自由、考えの自由を持っておりますので、表現の自由は考え方の自由ということであります。相手をやっつけるような表現の仕方は相手にダメージを与える、言葉の暴力もあり、外国に対して行いますと、国益を損なうということで人権侵害が国益侵害にもなりかねません。表現の仕方についてはいろいろな検証がある。それが司法にだけまだ任されていることで、司法と警察の騒音規制や街頭の通行規制などという形で行われております。しかし、ある程度の表現の仕方は、街頭やデモという形では認められるようになっていますが、表現の仕方については、大変人を傷つけると思います。そのときに人権侵害は具体的には名誉毀損という形で訴えられることが多いと思います。建物や組織の名誉損害ではなくて、個人の損害になるので、人種や国家などにヘイトスピーチをぶつけると、司法には限界があるのも実情ですので、何らかの立法で法規制をしている国が多いかと思

います。したがって、国がそういう議論をした上で基準を示すべきだと思いますが、きょうの新聞でも自由民主党の一部の意見は法規制すべきではないと発言されている議員、旧知の平沢議員ですけれども、あるいは法規制しないのはおかしいという議員、右左という言い方は変ですけど、議員間でも分かれているような気がします、これこそ国会での十分な議論を経ていただきたいと思います。

その考え方の多様性というのは、民主主義の基礎でございますので、それと実証性、うそをつかないというのが民主主義の基礎ですので、ヘイトスピーチはうそを言ってもレッテルを貼ろうというのは、人権侵害という形で、民主主義を壊す行為だと思います。真実性があっても、表現の仕方がひどいと、これは人権侵害になります。しかももう一つは真実性のないものを、ことさら、「あいつはこういう悪ものだ。」と繰り返し言うと、信じ込ませるといふ技術があります。これは民主主義を壊す危険な行為だと強く思う。過去にそういう例もあったわけです。奈良県は、異文化に対して寛容な、異文化を知らないまま、自分の文化ではないかと思っ受けてきた土地柄です。異文化について寛容なのか、自分のものとして勘違いするのかわかりませんが、異文化に対しての交流、接触があった地域です。そういう意識の持ち方で、ヘイトスピーチはいけないという姿勢をとるのは奈良県らしくもあるように思っております。所見につけ加えた所見というような形でお答えさせていただいたところです。

**○大坪委員** 本当に知事のおっしゃるとおりで、人を傷つけるということはとんでもないことであると思います。

京都朝鮮第一初級学校についての街頭宣伝行為は、本当に大変許しがたいものです。この根底にある問題は、もともと学校の隣にある児童公園に学校側が朝礼台を置いたり、放送施設を置いたりして、学校のグラウンドと同じように使っていたということで、不正に占有しているということに対する批判から始まったものであります。その問題を指摘をして改善を要求するのは、これはまた確かに正当なことであると思うのですが、ただ、それを批判するときに差別的な言葉によって人を傷つけるというのは、絶対にあってはならないことだと思っております。

そしてまた、法整備についても、知事がおっしゃったとおり、その発言に対する何らかの規制が本当に大事なことで、何でもかんでも規制してしまうということは、結局、政治的な感覚を持った意見まで、例えば外国人のことに對しては、一切触れてはいけないのだ、触れるとまたそれを法律で規制されるといったことになると、表現の自由であるとか、ま

た言論の抑圧とか、そういったものにつながってくると思っています。このあたりは国会でも慎重に議論をしていただきたいと思いますし、また、県の取り組みについても、あらゆる事例があると思いますので、しっかりだめなものだめ、そしてまた、自由度を持たすことが民主主義だと思いますので、その辺があまりにもきつい規制にならないようにということだけは、研究や調査もいろいろしていただきたいと思いますので、どうかよろしくをお願いします。以上で終わります。

○中野委員 通告をしておりますので、長い前置きは避けさせていただきます。

プレミアム商品券については、奈良県が発行されておりました。また、県や市の支援を受け、各地域の商工会を通じてプレミアム商品券が発売されております。非常に人気の高いプレミアム商品券ですので、一発だけではなくて、何年間か続けて発行していくことが消費税率のアップで消費が落ちることには対抗していけるのではないかと思います。景気があつてのまちづくりだとも思いますし、昨今言われております地方版アベノミクス、また地方創生、こういう見地から言いましても、ぜひともプレミアム商品券の発行は、数年ぐらいは連続して続けていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○荒井知事 プレミアム商品券は、最初に紀伊半島大水害からの復旧・復興のために宿泊目当てで南部地域で発行したら、大変回復が早くて、南部地域では宿泊者数の対前年度割れの期間が3カ月にとどまり、その後は前年、前々年度をどんどん上回りました。委員も、南部地域にはあまり行ったことがないのだけれど、これを機会に慰問を兼ねて行こうかと、たしかおっしゃっていただいたと思います。救済の義援金を出すよりも、そうやって訪問してお金を使ってくださいと、立ち話で言ったこともあったと思いますが、この紀伊半島大水害の時に発行したプレミアム宿泊券でした。それが割と当たったというのが実感です。でも市からは消費増税のときは同じような仕組みで、職員はやり方を、最初は不慣れでしたが、2回目は大変習熟して同じようなやり方で売り出そうということで実現できた記憶があります。

それで、今回もこの消費増税で景気が波打って、しかも冷え込む局面にうまく当たった面もあろうかと思っていますので、もしこれが多少の景気維持、回復の一助になれば大変うれしいことだと思います。それがどうなるかわかりませんが、消費増税の増税対抗措置として地方ができる一つの武器に思いますし、それがまた各市町村の商工会などがやっておられる商店街の振興や、ある商品をより売れるようにする商品券であるとか、あるいは奈良県では宿泊客は紀伊半島だけでなく、奈良県全体で弱いところがありますので、サービス

がわりにいろいろなプレミアムをぐるっとバスや、社寺の拝観料を無料にするなど、各地でやっているようなことを、それは観光協会がこぞってやるのですけれども、奈良では県がやらせていただいておりますけれども、そのようなことで需要喚起という分野の使い方があるかと思う。内容については、工夫をしながら、議会のご議決がいただけるようでしたら、ぜひ続けさせていただきたいと思います。

○岩田委員 先日の決算審査特別委員会でも述べさせていただきましたが、例えば今、サラリーマンの方が定年退職されて、50坪でも30坪でも農地を買って野菜などを植えて農業をやろうとしても、各市町村によって違うみたいですが、3反以上の耕作をしないといけないとか、5反以上の耕作をしないといけないということで、サラリーマンの方は農地を買えない。そしてまた、逆に、田んぼはたくさん持っているけれども、今は担い手がないのでどうにかならないか、買ってくれる人でもないかと思っておられる農家の方も、その人自身が田んぼをふやして耕作しようという状況ではないと思う。そういう意味で、先日の答弁では、耕作に関してはいろいろ緩和されているみたいですが、売買に関しては、まだ買えないという状況です。何とか奈良県で売買による農地の取得はできないか。法的なしぼりがあってできないということなのか。きょう森川委員もおっしゃっていましたが、都市計画法があるから、土地は、ここは農用地、ここは準工業地などいろいろ決まっていますが、むやみに乱開発ができないと思いますので、できたら土地の売買を総じてできるような方法はないものか、お聞かせ願いたいと思います。

○荒井知事 奈良県の農業の実態を踏まえますと、都市近郊でもあり、正直、農業に身が入らないといった農家もおられるように思います。といいますのは、小規模であるとともに、他人を雇ってまで農業をすると農業収入が低いわけでうまくいかない。すると、兼業でサラリーマンをして農業をする。農家がサラリーマンになるのではなしに、サラリーマンが兼業で農業を少しするといった人が数多い実態のように思います。

あと、農家の跡取りがずっと地を離れてしまうときの農地はどうなるのかという大事な点があるかと思えます。それで一番怖いのは、分譲して放棄するかわりに、放棄して売る人もいないから、放棄してしまうと、その放棄者がいなくなってどこにいるのかわからなくなってしまうのが多くの実情です。農地をうまく管理するということは、農林水産省との関係では、県に任されているわけではなく、市町村に任せています。市町村と農業委員会は行動があるときは介入しますが、通常の管理はあまりしないので、現在どれだけの農地を誰が耕しているのか、何を耕しているのかということは、あまりよくわからな



い実情にあると思います。その中で委員がおっしゃるように、農地をどうするのかという心配が高齢化しておられる兼業農家に発生しています。それを、農地の所有者はかわっても、農地の形はずっと続いているというフランスのように、人がかわって誰かが耕作するような農地政策が続いているということは、日本では実現しなかったわけです。所有と耕作をうまく調和することは農業だけでできなかったのです。所有と耕作を一致させるというのが、不在地主制の廃止とともに起こって、いまだに続いている。

さて、その農地の管理は誰がするのかということが課題であります。それで、農地をほっておくのは無駄ではないか、一つは売買をして管理をやってもらうのです。売買ですると、どうも値段に差があって、農地は今は税金がなくても、ただみたいに使えるのが農地の特典ですが、やはり長年耕した農地を手放すとなると、公共事業だと数字も高いから、それをいつも農地の所有者の方がおっしゃるわけです。公共事業と農業は違います。農地は言ってみれば、ただ同然の農地を手を入れるということは、農業者の宿命になってきていますといってもなかなかそうはいかないということですので、市町村や農業委員会に農地が売買に出るように、農地保有者に働きかけてくださいというのも一つですけれども、もう一つはアイデアとして、売りたいとおっしゃる方の農地は、県が買ってしまい、それをサブリースして、ほとんどただ同然になるだろうし、サブリースして放棄地になるのを防ぐということも検討を指示し始めました。そういうことができるのかどうか、日本の法体系で県保有、森林もそうなのですからけれども、放置している森林は県有林にしていってらどうか、管理の義務が発生しますが、そのほうがきちんと管理できるのではないかということを検討の中でしております。

農地も公有農地政策ということになります。全面的に買うわけです。放棄地になるのだったら、県が買って、高齢者や企業に耕作を委託する、サブリースをするというようなことも今の奈良の実情なら、もしかしたら一つの政策になるかもしれないといった検討を始めております。通常ですと農業委員会や市町村に権限がおりています。農林水産省は県におろさないのです。市町村に権限移譲をして、ああだこうだと言って、市町村に働きかけるといことが、実情に合わない政策になってきているというので、国への陳情のポイントだと思っております。そのように農地を大事にするという点では、変わらないと思っておりますが、先ほどの森川委員のご質問にもある、総合農地政策がもしでき上がれば、奈良県は、大変農地が限られて、しかも生産力、効率性が低い農地をどのように活性化するかということにもっと直接的な手段があれば、とるのも一つの手かなという思いを、こう

いうご質問があると、やはりそういうことももしかしたら考えないといけないかなと、きょうの森川委員、岩田委員のご質問から発想いたしました。

○岩田委員 知事の答弁の中にも、県ではなかなかできないという話がありました。私は天理市の農業委員になりましたし、県の農業会議員にもなりました。両方とも地目変更の議論だけで、こういう議論は一切されないというところに、県の立場から言ったら、農業会議でこういう議論をやってもらう、そしてまた、農業会議には天理市、桜井市の農業委員会の会長が来ています。だから、その人たちにも、各市町村の農業委員会に持ち帰ってこんな議論をやってもらうように、まずは指導していただきたい。農業会議や農業委員会でこのような話は一切出ないというところに前々から疑問があるわけです。そういう意味で、指導もよろしくをお願いします。以上です。

○小泉副委員長 非常に簡単な質問ですので、よろしくお願いします。

知事の提案ですが、健康寿命日本一を目指して頑張っておられるわけですが、平成23年、平成24年の順位は聞いたことがあるのですけれども、平成23年は全国で男性が2位で、女性が23位でした。平成24年が男性が5位で、女性が19位、平成25年は少し下がったのではないかと思っているのですけれども、日本一を目指すわけですから、現状以上でさらに上に向かって毎年頑張ってもらわなければいけないと感じております。

その中で、がん問題は大きな歯車の中の一つですけれども、もっとも大きな役割を果たすのではないかと思っております。

私たち県議会議員も、がん対策推進議員連盟をつくって、いろいろな活動をしてまいりました。そして、その活動をしている中で、県は以前よりも非常に前進をしたと思っていますのですけれども、市町村も含めてみますと、やはりまだ温度差があり県よりも意識が低いと思っております。その市町村の中でも、さらに温度差が大変あって、まさに第2期のがん対策推進計画を達成しようと思えば、奈良県全体が一丸となつてがん対策に取り組んでいるということ、そのことで健康寿命日本一になってきたというものにしていかなければいけないと思うわけです。現在、がん対策については県の担当課は4つの課に分かれているわけですが、教育委員会に知事部局に來いということは非常に無理な話ですし、無理ではあるのですけれども、がん対策にきちんと統一的に目標達成のために取り組んでいく課をつくっていくことが、がん対策を進めていく上で大変大切ではないかと思っております。そういう点では、全国的に言いますと、都道府県で2つしかがん対策課がないわけです。しかし、がん対策予防課という、「がん」を使った課はよその都道府県にもあるわけ

で、そういう課をつくって、がん対策を一層進めていただくことが必要ではないかと思っているのですが、知事の所見をお伺いしたいと思っている次第です。以上です。

○荒井知事 組織でがん対策課をつくって、がん対策に邁進したらどうかというご指摘でございます。その前に健康寿命のことをおっしゃいましたが、数字はそのとおりです。きのうのテレビで百寿者といいますが、100歳を越える方が30年前は153人だったが、今、5万人を超えていると放送されていました。

百寿者は、非常に老人性多幸感という、みんないいと思うようなメンタリティーといえますか、みんないいことばかりになってしまったと、100歳を越えて今でいいと、不自由でよたよただけけれど、今でいいという多幸感が発生しているという報告があって、それはどのように発生するのか、何かの要素が多量に出てくる人が百寿を越えるということです。そのような研究が進むほど長寿化は進んでいます。それと奈良県が健康寿命1位を目指すと数年前に言っていましたが、実は各県も取り組み出して、テレビで特集されるぐらいですから、やはり優秀な県が頑張り出したのかなという印象を受けます。

都道府県別平均寿命ランキングは、奈良県は男性のほうが上のほうで、女性のほうがランクが低いので、どういうわけかといって注意喚起をしてきたわけです。女性の検診率が低い、乳がんの検診率や子宮がんの検診率が低いことなどがわかって、そういうことだからもっと検診を受けようというターゲット、的絞りでやってきた面もあるのですが、健康寿命はいろいろな多角的に努力しないといけません。まだ奈良県は1位になる要素はあろうと思いますので頑張らなければならないと思います。

がんの対策の組織、進め方ということですが、委員の皆さんもご存じのように、がん対策推進計画は、当時の服部県議会議員が奈良県だけができていないと議場でおっしゃって、私も知らなくて、大変恥ずかしい思いをしたものです。しかし、おくれてスタートしたわけですけれども、がん対策推進はできるだけ早くトップランナーになるように努力しようと思って、委員の皆様のおかげもあり、がん対策推進議員連盟をつくっていただいて、非常に勢いよく進んできていることに大変感謝をしているわけです。いろいろな行事や啓発活動が入ってきております。

そこで、がん対策は検診を受けようというターゲットを絞ってやりましたが、多少調べますと、がん対策の制度は非常に幅が広いということ、予防や検診もその一つです。予防は長期間にわたってするものですので、食事や運動など、いろいろなことで予防ができます。また、検診や治療は最も重要ですが、治療も随分進んできました。それから予後も大

事で、がんになったと冗談みたいに言っている人が随分ふえてまいりました。

がんであっても元気で生きておられる人がいることは、予後のリハビリ、回復、療養、生活への適応と全体的な、がん対策の一連のことです。それを先ほどの組織論ではありませんが、がん対策の組織は横串で、がん対策の検診、予防、リハビリというのは、似たような課でやっております。それぞれ少しずつ違う制度のもとでやっております。それを、組織を横串にするか、横のミッションを与えて縦でまとめるかというのは、いろいろなやり方ですが、今、奈良県ではがん対策というプロジェクト、ミッションを明確にして、そのチーフリーダーを決めて、それにぶら下がって、あるいは支えて仕事をするようにというのが、60以上もそのようなプロジェクトになっています。実はがん対策で1つの課でやると良い面もあります。勢いがつくと弊害もあって、閉じこもってしまう、完結するミッションというか、権限を与えるのは難しいわけですが、それにもかかわらず閉じこもってしまうことになり、いつも横と声をかけながら進まない、幅広い活動はできないというのが、まだ、現在の実情ではないかを見ております。

組織をどのようにするかは、対策の進捗に応じて、そろそろまた考えていきたいと思えます。委員の指摘も含めて、がん対策という強い意思を標榜するのは、課の組織をつくるというのもありますし、また、違うやり方もあろうかと思えますので、一つ意思表示ということではなく、ただ仕事の仕方としてどうなのかというのは、検討させていただきたいと思えます。

ほかの事業もプロジェクトのミッションは明確にして、そのチーフマネジャーを決めて、そこに皆協力するようにしています。これが複数の課にまたがることも多いわけですが、それは答弁で複数の課が書いている答弁が幾つもある、きょうはこの保健予防課が書いているだけです。1つの課しか出てこない、答弁は1つですが、実際の施策は幾つもの課にまたがっていますので、それを一部分切り取ってつなぎ合わせるのは、非効率になるといけませんので、組織論として検討させていただきたいと思う次第です。

○小泉副委員長 確かに知事の言われるように、一つの課でつくればいいのかどうかということは、弊害も当然出てくることもあったりします。ただ、現状で一番感じたのは、さきほども少し言いましたが、奈良県がより一層、がん対策に取り組む姿勢がどこで見えるのかといえば、やはりがん対策と表記した字があると積極的に奈良県はがんに取り組んでいるのだなということが、一目瞭然で県民にわかるわけで、インパクトが強いことになるのではないかというメリットがあると思った次第です。それが一番大きい理由です。

先ほど言いましたように、企業や市町村は、がん対策は少し横になっているような感じが、私のつき合いの中でしますので、そういう点では、よく検討をしていただきたいと思います。

がん細胞は老人病だと言われているのです。年がいけば、がん細胞が変わっていくときに、悪いがんができてくるということは、老人になればなるほど率が高いと言われているわけですから、これから高齢化が加速していくわけですが、がん患者がますますふえてくるということは、もう目に見えているわけですので、そのための対策をしっかりとつくっていただきたいと思います。

私たちががん対策推進議員連盟もあした県立医科大学で勉強会と視察をして、23名の県議会議員が勉強させていただきますが、また、積極的に理事者の皆さん方のがん問題でお尻をたたいていきますので、よろしく願い申し上げます、質問を終わります。

○国中委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって理事者に対する質疑を終わります。

それでは、付託を受けました各議案、もう一度確認させていただきますが、議第76号、平成25年度奈良県水道用水供給事業費特別会計決算の認定について、議第77号、平成25年度奈良県病院事業費特別会計決算の認定について、議第84号、平成25年度奈良県歳入歳出決算の認定について、報第29号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、以上4件、皆さんの長時間にわたる審議が終わりました。つきましては、採決に入ります前に、各委員のご意見を承りたいと思います。

ご発言をお願いします。

○中野委員 付託されました全議案に、自民党として賛成をいたします。

○岩田委員 中野委員と同様に了解いたしました。

○猪奥委員 民主党も賛成いたします。

○小林委員 日本共産党です。議第84号、平成25年度奈良県一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、平成25年度一般会計の大幅な黒字決算は、職員の人件費大幅減によるところが大きく、県債残高増は後年度への負担をふやすものであります。県債残高増をつくり出す不要不急の事業は見直すべきであり、県民の暮らし応援を県予算の中心に据えることが求められます。以上の理由により、決算の認定に反対をいたします。なお、残余の議案については賛成いたします。

○和田委員 付託されました4議案につきましては、全て賛成をいたします。

○大坪委員 全ての議案に賛成をいたします。

○岡委員 付託されました議案全てについて賛成をしたいと思います。

○国中委員長 それでは、ただいまより、去る9月定例会で付託を受けました継続審査となっておりました各議案について採決を行っていききたいと思います。

議第84号については、小林委員より反対の意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議第84号を原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席ください。起立多数であります。よって、議第84号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りをいたします。

議第76号及び議第77号について、原案どおり認定することにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、議第76号及び議第77号は、原案どおり認定することに決しました。

なお、報第29号については、報告案件であり、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、よろしくご理解をお願いします。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、委員長報告についてであります。次の定例会本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。

日本共産党は、反対討論をされますか。

○小林委員 はい、反対討論をいたします。

○国中委員長 そういふことありますので、反対意見については、委員長報告に記載しませんので、よろしくご理解願いたいと思います。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長にお任せ願えませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、委員長報告を作成し次第、委員各位にご送付させていただきますとともに、12

月定例会で私から報告をさせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いを申し上げます。

去る9月定例県議会において設置されました決算審査特別委員会は、委員各位のご協力と理事者側のご支援のおかげで、滞りなく全議案を議了し、終了することができました。ここに心から厚く御礼申し上げます、閉会のご挨拶といたします。

それでは、これで決算審査特別委員会を終わります。